

○和光市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の普及の促進に
関する規則

平成 2 5 年 1 月 8 日

規則第 1 号

改正 平成 2 6 年 2 月 2 1 日規則第 5 号

平成 2 7 年 4 月 1 3 日規則第 3 2 号

平成 2 9 年 3 月 2 7 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「法」という。）に基づく低炭素建築物の普及の促進に関する事務の取扱いについては、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成 2 4 年政令第 2 8 6 号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(基準に適合することを示す図書等)

第 2 条 和光市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号。以下この条において「条例」という。）別表第 7 号に規定する登録住宅性能評価機関等が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）別表 1 の断熱等性能等級の等級 4 及び一次エネルギー消費量等級の等級 5 に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

2 条例別表第7号の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに定める基準に該当する場合とは、建築物の用途ごとに建築物の形状、室用途構成等を仮定したモデル建築物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建築物について計算する方法により、当該申請に係る建築物が一次エネルギー消費量の基準及び外皮性能の基準と同等以上の性能を有する場合とする。

（市長が必要と認める図書）

第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- （1） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- （2） 法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認申請書を併せて提出した建築物で、建築基準法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し
- （3） 前条第1項各号に掲げる場合に該当する場合 当該各号に定める図書
- （4） その他市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該図書

（申請の取下げ）

第4条 法第53条第1項の規定により認定の申請をした者又は法第55条第1項の規定により変更の認定の申請をした者（以下「申請者」という。）は、当該申請を取り下げようとする場合は、申請取下書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第5条 市長は、法第54条第1項の規定による認定（法第55条第2項において準用する場合を含む。）をしない場合は、認定をしない旨の通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（報告）

第6条 法第55条第1項の認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める様式により市長に報告しなければならない。

- （1） 法第56条の低炭素建築物の新築等（以下「低炭素建築物の新築等」という。）に係る工事が完了した場合 工事完了報告書（様式第3号）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合で、市長から法第56条の規定により低炭素建築物の新築等の状況について報告を求められた場合 状況報告書(様式第4号)

(取りやめる旨の申出)

第7条 低炭素建築物の新築等を取りやめようとする認定建築主は、取りやめ申出書(様式第5号)に省令第43条第1項の規定による通知に係る書面(法第55条第1項の規定により変更の認定を受けた者にあつては、省令第46条において準用する省令第43条第1項の規定による通知に係る書面)を添えて市長に提出しなければならない。

(取消しの通知)

第8条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消す場合は、認定取消通知書(様式第6号)により、認定建築主であつた者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第32号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。